

令和6年3月21日

報道機関各位

伊勢崎市・群馬県伊勢崎警察署・公益社団法人被害者支援センターすてっぷぐんまの3者による犯罪被害者等支援の連携協力に関する協定を締結します

市民部人権課

伊勢崎市犯罪被害者等支援条例の施行に伴い、犯罪被害者等の方々に寄り添った切れ目のない支援を行うため、3者による協定を締結します。

なお、3者での締結は県内の自治体では初めてとなります。

- 1 協定締結先** 群馬県伊勢崎警察署
公益社団法人被害者支援センターすてっぷぐんま
- 2 協定の目的** 犯罪被害者等の支援に関し、3者相互の連携強化を図ることで、犯罪被害者等が受けた被害の軽減及び早期回復を図り、市民の誰もが安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与する。
- 3 連携事項** (1) それぞれが実施する支援に必要な情報を提供する。
(2) 二次被害等の防止に配慮し3者協議の上、適切な支援を行う。
(3) 支援が円滑に実施されるよう相互に連携を図りながら積極的に協力する。
- 4 締結式** 日時：令和6年3月22日（金）午前10時から
場所：伊勢崎市役所 東館3階災害対策室

問い合わせ先

人権課人権啓発係 原

TEL0270-27-2730（直通）